○関東地方整備局告示第三百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　関東地方整備局長　泊　宏

道路の種類　一般国道

路線名　四百六十八号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
厚木市関口字御嶽下七四九番一地先から同市関口字御嶽下七六二番二地先まで	前	六〇・三九メートル～一五五・七三メートル
	後	六〇・三九メートル～一五七・六四メートル　〇・〇八一キロメートル　〇・〇八一

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　中国地方整備局長　川崎　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	長門市西深川字塚一三五三番三から同市西深川字阿ら田ケ浴一〇六五番二まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十一日

○四国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字本郷四三八番七から同市萩生字岸ノ下一一七〇番一地先まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十一日

○四国地方整備局告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字本郷四三八番七から同市萩生字岸ノ下一一七〇番一地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	武雄市北方町大字大崎字清水町九五三番一から同市北方町大字大崎字扇田三六八番まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十二日

○九州地方整備局告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	五十七号	雲仙市小浜町北本町字新湯之崎九三二番三から同市小浜町北本町字湯之崎九一六番一まで	九州地方整備局及び長崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年十二月二十二日

○九州地方整備局告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	うきは市浮羽町山北字尾上六二三番一から同市浮羽町山北字尾上六二一番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所